

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第47号

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成12年新潟県規則第136号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別記 第1号様式（第3条関係） 事業計画書 1～4 （略） 5 計画投下固定資産額		別記 第1号様式（第3条関係） 事業計画書 1～4 （略） 5 計画投下固定資産額	
(略)	(3) <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの</u>	(略)	(3) <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備で(2)以外のもの</u>
6～9 （略） (略)		6～9 （略） (略)	
第2号様式（第3条関係） 個人事業税課税免除申請書 (略) 注 (略) 1 (略) 2 (略) (1) <u>所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し及び同法第149条の規定による青色申告書に添付すべきこととされている書類の写し</u> (2) <u>租税特別措置法第12条第5項において準用する同法第11条第3項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書</u> (3) <u>所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えて</u>		第2号様式（第3条関係） 個人事業税課税免除申請書 (略) 注 (略) 1 (略) 2 (略) (1) 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し及び同法第149条の規定による青色申告書に添付すべきこととされている書類の写し (2) <u>租税特別措置法第12条第3項において準用する同法第11条第3項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書</u> (3) <u>所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えていることを証する書類</u>	

いることを証する書類

(4) (略)

付表

個人事業税の課税標準の分割に関する明細書
(略)

記入上の注意

- 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条の2第1項に定めるところによる。
- 2～5 (略)

第3号様式 (第3条関係)

(略)

注 1 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第31号に規定する確定申告書の写し

イ 法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)別表16(1)又は(2)及び特別償却の付表であってこの申告に関するものの写し

ウ 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えることを証する書類

エ (略)

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法(昭和25年法律第226号)の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものである。
- 3・4 (略)

(略)

第6号様式 (第3条関係)

固定資産税課税免除申請書

(略)

付表

課税免除の適用を受ける大規模償却資産の明細書
(略)

記入上の注意

(4) (略)

付表

個人事業税の課税標準の分割に関する明細書
(略)

記入上の注意

- 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2第1項に定めるところによる。
- 2～5 (略)

第3号様式 (第3条関係)

(略)

注 1 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 法人税法第2条第31号に規定する確定申告書の写し

イ 法人税法施行規則別表16(1)又は(2)及び特別償却の付表であつてこの申告に関するものの写し

ウ 法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えることを証する書類

エ (略)

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものである。
- 3・4 (略)

(略)

第6号様式 (第3条関係)

固定資産税課税免除申請書

(略)

付表

課税免除の適用を受ける大規模償却資産の明細書
(略)

記入上の注意

1～3 (略)

4 「 年1月1日現在の帳簿価額」欄には、所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費として控除すべき減価償却費の計算の基礎となるべき1月1日現在における償却資産の価額を記入すること。

1～3 (略)

4 「 年1月1日現在の帳簿価額」欄には、所得税法(昭和40年法律第33号)又は法人税法(昭和40年法律第34号)の規定による所得の計算上損金又は必要経費として控除すべき減価償却費の計算の基礎となるべき1月1日現在における償却資産の価額を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。